

平成20年度第1回滋賀県環境こだわり農業審議会議事概要

- (日時) 平成20年8月21日(木)
- (場所) 滋賀県庁別館 職員会館大ホール
- (出席者) 朝倉委員、大川委員、奥村委員、岸辺委員、杉村委員、須戸委員、高島委員、成田委員、橋本委員、廣部委員、増田委員、森委員
(計12名)
- (議題) (1)平成20年度環境こだわり農業関連事業について
(2)滋賀県環境こだわり農業推進基本計画について
(3)今後の環境こだわり農業について

委員交代 開会に先立ち、2名の委員の交代を報告

議 事

(1)平成20年度環境こだわり農業関連事業について

【増田会長】 会長の増田でございます。特にごあいさつも申し上げずに、早速議事に入っていきたいと思っております。

それでは、本日は3つの議題が用意されておりますが、それに先立ちまして、前回の審議会の折に委員の皆さんから出していただきました質問事項がございましたので、まず、これに対する回答ということで事務局でご準備をいただいております。その説明を最初にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

【事務局】 前回審議会における質問に対する未回答部分について(資料に基づき説明)

【増田会長】 どうもありがとうございます。

実は先ほど私も高島委員からご指摘を受けて気がついて、私自身も気がつかなかったので、申しわけないんですが、前回の質問の中で、県の制度から国の制度に移行するに当たって、移行において問題は生じていないでしょうかという質問がございました。いわゆる県の直接支払い制度から農地・水・環境保全向上対策に移行する過程で何か問題が起こっていないかという質問がございまして、それについての回答はこの中に文章ではないんですが、今の段階で何かお答えいただけることがありますか。

【事務局】 ただいまのご質問でございますが、国の制度に乗れるところとやはり乗れないところがございまして、まず、地域でまとまって取り組みをいただかないことには乗

れない。地域でまとまった農地を守るような取り組みをされていても、さらに集落で代わりに取り組んでいただくようなまとまった取り組みをされないことにはなかなかできないということで、そういった方におきましては、平成19、20年度と、県の経過措置といたしまして直接支払いをさせていただいておるところでございます。ただ、ご質問にありますように、そういった方ができるだけ国のほうに移行していただくように昨年从今年もずっと進めておるところですけれども、確かにすべてが移行できるわけではないというのが実態でございます。

【増田会長】 ありがとうございます。

大きく分けると、地区の制限ですね、適用される地域の制限の問題、それから、1階建て、2階建てということで、1階部分ができないと2階の直接支払い部分が適用されないということと、3つ目は、お金の流れがまた従来とは変わったと思うので、そのあたりに伴う問題が発生している可能性はあると思うんですが、このあたり、もしこれ以上にいるご意見があるようなら、この分については2ないし3のあたりで少し委員の皆さんからご意見をいただいて、県に質問をするという形になればまた検討いただけたらと思っております。

それでは、今のそれ以外の項目につきまして何かご質問はございますか。いずれも環境こだわりの推進にかかわる問題でありますので、もし関連してご意見がございましたら、議題の2ないし3のあたりで改めて発言していただければ結構かと思えます。

ということで、最初の前回の未回答部分についてのQ & Aは以上とさせていただきたいと思えます。

それでは、議題に入りたいと思えます。1番目の、平成20年度環境こだわり農業関係事業についてご説明をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

【事務局】 平成20年度環境こだわり農業関連事業について（資料に基づき説明）

【増田会長】 どうもありがとうございました。

4つの事業についてご紹介をいただいたということであります。これは現在、今年度行われている事業ということでよろしいんですね。

【事務局】 はい。

【増田会長】 委員の皆さんのご意見を頂戴したいという趣旨と思えますので、ぜひいろんなご意見をいただいて、うまく進むようにしていただけたらと思えますが、いかがでしょうか。どうぞ。

【岸辺委員】 この「おいしが」のキャンペーンは環境こだわり商品に関係なく、滋賀産というイメージですか。

【事務局】 そうです。滋賀県産の農水産物をすべて含んでということになります。環境こだわり農産物には限りません。

【岸辺委員】 もう1つは、農水産物で、加工品ではなくて。加工品は含まない……。

【事務局】 加工品も含まれます。加工品の場合は、少しでも県産農産物が含まれておれば県産農産物として扱うということであります。

【岸辺委員】 もう1つよろしいか。例えば弁当の使用例があるんですけども、これは何%とかそういう規定はあるんですか。例えば1品だけ入っておればいいのか、おかずの何%というか、そういう規定はあるんですか。

【事務局】 特に規定はございません。できるだけ多くの事業者の方にご参加をいただきたいという趣旨が最初でございますので、1品でも結構でございますし、5品入っていても、すべて県産で賄っていただいても、それはすべてこのキャンペーンにご参加いただけるという商品であると考えております。といいますのは、滋賀県産の農産物を扱っているというふうに、実際販売しようとするすと、1品だけ含まれていて、それを大手を振って「県産農産物を扱っていますよ」というのはなかなか言いにくいと思います。活用していただく中で徐々に県産農産物の比重が高まっていくのかなと考えております。そういったことから、最初、入り口は入りやすくということから、1品でも含まれておればというふうに設定させていただいております。

【増田会長】 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。今の問題でも結構ですけども。

【事務局】 ちょっと済みません。

【増田会長】 はい、どうぞ。

【事務局】 今の件は、実はそういう部分、かなり検討はさせてもらったんです。岸辺委員がおっしゃいましたように、1品でも入っていたらどうなのか、50%要るのか、いろいろこだわり農産物の関係とか、特に地元産の産物をどれだけ使ったものにしようかと、特に加工品とか弁当についてはいろいろ議論させていただいたんですが、今おっしゃいましたように、やはり一番入りやすいのは、1品でも使っていればということで、まずそれでキャンペーンの登録というのをさせていただく、取り組んでいただこうと。

ただ、この資料の中の例えば11ページのロゴマークの使用例の、これは弁当ですけれ

ども、この右のほうに幕の内弁当でこういうふうに近江牛と何々とか書いていますのは、
どういったもの、どこどこ産の何を使っているかというのを、義務づけはしていません
が、例えばステッカーというか、こういうところとか、ちょっとした品書きのところに書
いていただければということで、そういう形で滋賀県産のどここのものを使っている
ということを少しでも入れていただくということは業者をお願いをします。使っていただく
店の責任の中でお願いするという形で、1品でも使っていただく、あるいはそれ以上にた
くさん使っていただくようにしていきたいということから、まず入りやすいところから入
りましたので、そういった面では、いろいろ議論はありましたけれども、最終的には、少
しでも使っていただければこのロゴマークを使ってもらえる、このようにさせていただきます
ました。

以上です。

【増田会長】 補足的なご説明をいただきましたけれども、どうぞ。

【岸辺委員】 もう1つ、私どもはこれを使わせてもらおうと思っているもので。例え
ば環境こだわりとかそういうのは県の認定とかがありますよね。これはあくまで使用者の
良心に任せた使用。県へ1品ずつ届けるわけですか、これで使いますとか。

【事務局】 どういった商品を使っているかという届けは特にございません。実際にお
店から消費者に販売される段階で問い合わせなりがあった場合にきちっと、どういう、ど
こ産の何を使っているという説明ができるようにしてもらいたいと。できればポップなり
でご紹介いただきたいと考えております。

【増田会長】 どうぞ、成田委員さん。

記録の関係があるので、発言の前にお名前を言っていただけますか。

【成田委員】 こだわり滋賀ネットワークの成田でございます。

今、岸辺委員がおっしゃいましたように、商品の中身が、県産物が1品でも入っていれ
ばオーケーということで、業者さんにお任せするとおっしゃっていましたが、例えばこだ
わり農産物との差別化みたいなものもその事業者の方にお任せしているという形なんです
か。

【事務局】 そうなります。ご指摘のとおりでございます。

【成田委員】 わかりました。

【増田会長】 そのほかにいかがでしょうか。どうぞ、高島委員さん。

【高島委員】 滋賀県生協連の高島と申します。

2 ページにあります環境農業直接支払交付金、つまり国の制度の対象とならない部分で、経過措置としての支援を行っておられる部分ですけれども、先ほど最初にご説明をいただいたんですけれども、これはみずから国の制度に移行されないのか、それとも現状できないのか、どちらのほうが比率が高いのかというのを教えていただきたいのと、どうしても乗れないという方の場合、移行期間が終了すると、取り組んでおられた環境こだわりについてはどういうふうになっていくと予測をしておられるのか、教えていただけますか。

【事務局】 みずから移行しないというわけじゃないんです。ここで、面積的にも1,000ヘクタールほどをみておるんですけれども、実際この中でどうしても無理だというのは、農振農用地でないというところがあります。その面積が200ヘクタールほどあるんですけれども、この部分はやはりどう努力してもいかない部分です。残りの部分が、集落で1階部分に取り組んでおられていない、もう1つは、1階部分は取り組んでおられていても、集落として2階に取り組めない、そういったところがございます。そういったところもあわせて現在推進はしておるところですけれども、やっておられる方の思いだけでなかなかそれが結びついていかなくて、確におっしゃるとおり、ここは非常に困っておるところではございます。

今後どうするかということですが、引き続き推進はしていく予定ではありますが、来年度から、今申しておりますように、経過措置もなくなってしまった後につきましては、認証制度というのがございますので、お金はないわけですが、こだわりの認証という形で支援をしていきたいと考えておりますし、あわせて、PR活動なんかによって新鮮な地場農産物としても親しまれるように支援をしていきたいと今は考えております。

【増田会長】 ありがとうございます。

この件については特に資料は提示されていないですね。例えば市町村別にどのように分布しているとか、あるいは、今言われたように、農振農用地が何ヘクタールで、それ以外が何ヘクタールというような数値的なデータでありますとか、品目別の分布でありますとか、このあたりはデータは出ていましたか。

【事務局】 いえ、ここの中にはデータはつけておりません。

【増田会長】 そのあたり、県が独自に行っている施策が具体的にどう実施されているかということなので、ある意味でこの審議会の固有の領域ということにもなるので、今年度で終わってしまうというのが残念ではありますが、何らかの形でその資料を取りまとめ、地域別だとか品目別だとか、それから農振農用地内外だとか、そういう形で少し取

りまとめをして実情を明らかにしてもらおうようなことを整理していただいたらどうでしょうか。というのも、ほとんどが国の制度に移行してしまいましたので、ここであまり議論することはありませんので、せめてそのあたりはしっかり委員さんの間で共有しておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

【事務局】 19年度分についてはまとめたら出せますので、次回の審議会に、今、会長が言われた資料を出させていただきたいと思います。ただ、20年度については現時点ですので、まだ現時点ではまとまっておりません。19年度は最低でも次回お示ししたいと思います。

【増田会長】 よろしく申し上げます。どうぞ。

【大川委員】 中央会の大川ですけれども、さっきのロゴですけれども、私が思うには、これは供給側のお店側の都合で1品でもいいと言っていますけれども、実際買う人の立場に立ったら、1品だけ入っていたら何も値打ちがない。「おいしが うれしが」とはならないと思うんです。その辺はどちらが先になるかわからんけれども、あまりだますようなことはしないほうがいいかなと。認知を上げるのなら、最初からきちっとしたもの。なまじのスタートを切ったところで認知は上がらんと僕は思います。

【増田会長】 ありがとうございます。

岸辺委員さんも大川委員さんもむしろ供給者側の立場で非常に慎重なご意見をいただいているというニュアンスですね。

消費者側から見たらどうでしょうかね。消費者ということは、高島委員さんにお聞きするのがいいんですかね。お願いします。

【高島委員】 これは中身がどうか、地産地消を進めるというよりも、地産地消という認識を消費者に持たせるキャンペーンと受け取ったらいいんですかね。例えばお弁当の中のお米が滋賀県産であっても、あとのおかず関係が食のオリンピック状態であっても、この「おいしが うれしが」というのがぼんと貼られていたとしても、中身の問題ではなく、この「おいしが うれしが」という名前により滋賀というのをイメージさせて定着させるというほうがポイントと見ていらっしゃるんですか。消費者としては、やっぱり貼ってあると滋賀県産のものの比率が高いんだらうなと思って買ってしまうのは買ってしまうと思いますし、その辺で、詐称というのではないんですけれども、表示のところに課題性というのがないのかなという疑問はありますけれども。

【増田会長】 ありがとうございます。

そのほかはいかがですか、関連して。公募委員の朝倉委員、いかがですか。

【朝倉委員】 朝倉です。

今、高島委員さんが言われたとおり、優良誤認というか、先入観を持って買ってしまう消費者のほうが多いのかなというふうに、逆に私自身1人の消費者としてその場に立ち会ったらそうだと思いますし、逆に地産地消とかそういった環境こだわりとかというところに非常に意識の高い人はやっぱりそういう点でとらえてしまうので、じゃ、逆にやらないほうがいいのではないかという声も出てくるのではないかと思います。

【増田会長】 ありがとうございます。廣部委員さん、いかがでしょうか。

【廣部委員】 おっしゃるとおりだと思います。素人目にぱっと見たら全部滋賀産かなという解釈にとられかねないかなと思う部分があるかと思っています。だけど、今まで農政が生産者向きであったのが、事業者だとか消費者さんのほうに農政が取り組んできている姿勢というのが感じられます。そういう面からしたら、我々生産者としても供給できる体制をつくらないといけないのかなと思うんですけども、私なんかはどちらかというと土地利用型の仕事をしていまして、先ほども森さんともしゃべっていたんですけども、野菜とかハウス・施設物云々とかというものにまでなかなか手が回らないねという話をしています、まだまだ高齢者が頑張っていてやって、その人らが離農されたら、野菜の分野まで、また施設物までみんなの手が回っていくのかなという、そちらの方面のほうはどうなっているのかなという危惧をしております。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

この点はいかがでしょうか、ほかにご発言はございますか。どうぞ。

【高島委員】 この「おいしが うれしが」というのはここの審議会で検討する内容ではないんですね。もう決まってしまったことなんですね。

【増田会長】 そういう意見をいただくということでございます。私の感覚では、要するにこのキャンペーンには2つ性格があって、1つはいわば地産地消の推進キャンペーンみたいな面があって、例えば「おいしが うれしが」のポスターを張って、そこで直売があるとか、あるいは地場産のスーパーのコーナーにこのポスターが張ってある、これは何ら問題ないし、生産者に対しても消費者に対しても地産地消の意識を高めていただくという意味で非常に大きな意味があると思うんですが、もう1つは、商品に貼るという、要するに商品の内容と連動させてこのマークを使うということ、これは相当使い方に違いがあるんですよ。ですから、商品に直接貼るということは商品の内容と連動させて消費者に

メッセージを送ることになりますから、その場合は、皆さんご指摘のように、非常に慎重さが求められるということだろうと思います。

ですから、キャンペーンの性格と活用の仕方といいますか、表示の仕方については仕分けをして慎重な使用をということは意識されたほうがいいと思います。私の個人的な意見ではありますけれども。皆さんも多かれ少なかれその点を懸念されたんじゃないかなと思うところがあります。むしろ、先ほど廣部委員さんも言われましたように、これからの高齢化の中で担い手が野菜等についても非常に懸念される状況にあるので、いかに滋賀県の農産物の供給力を高めていくのか、地産地消をどう進めていくのかという意味でこういったキャンペーンが積極的な意味を持てば、むしろそちらのほうに意義があるのではないかなと私は思うところです。

いかがですか。特になければ、先に進みたいと思いますが。それ以外でいかがでしょうか。議題1についてです。よろしいですか。

(2) 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画について

【増田会長】 それでは、議題の2に進みたいと思います。環境こだわり農業推進基本計画について、ご説明をお願いします。

【事務局】 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画について（資料に基づき説明）

【増田会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの環境こだわり農業推進基本計画の進捗状況についての報告につきまして、ご質問やご意見はございませんか。どうぞ。

【森委員】 青年農業者の森と申します。よろしくをお願いします。

私からは、環境こだわり農産物の栽培面積について、先ほど1つ目のところにありました、県独自の環境農業直接支払交付金が今年度で終わるということで、補助金の2,500円がなくなるという現状になろうかと思いますが、果たして21年度から、県のほうでしか取り組めなかった農家さんはメリットを感じて取り組めるのだろうかという疑問があります。そういったところで、こういった対策等を持っておられるのかをお聞きしたいと思います。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

いかがですか。もう少し周りの農業者なんかの声を聞いて、こういった制度がなくなることについてのご意見とか、具体的に何か聞いていらっしゃいますか。

【森委員】 私の連絡協議会のほうでは、2,500円がなくなるのであれば、そういったお金がまだ生きるのであれば宣伝広告費のところにぜひ使っていただきたいというのが1つと、私のこれは現状なんですけれども、私の集落でも市独自の決まりで、乗れなかったんです。ただ、隣の集落が乗れましたので、そちらのほうで国のほうには乗っております。ただ、栽培履歴書の提出先がまた違うんです。国のほうは団体または集落がまとめて市長に提出するんです。県のほうは確認責任者を通じて県に提出するはずなんです。出先が違うものでまたそういった手間を私は正直感じておるもので、お金のことだけじゃないんですけれども、いろいろと……。現状はそういった感じかなと感じております。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

関連して、奥村委員さん、どうですか。周りの農業者のご意見などもあれば、ご紹介ください。

【奥村委員】 県の補助がなくなっていったと森さんが言われたように、それは私たちも地域によって書類を書くのが違うので、いろんなことを書かないとならないので、大変だということは聞いておりますし、私自身も書くのが大変だなとっております。

それと、あともう1つ、いいですか。14ページの19年度のデータ発表をしてくださったんですけれども、このデータをとられるに当たりましてはどのような体制でデータを集められたのか。返事が来たときの農家割合なんかもわかりますか。

【増田会長】 どのあたりですか。よろしいですか、事務局。

【事務局】 調査、技術のところでございますね。

【奥村委員】 私のほうは今、家畜排せつ物の堆肥化のほうで毎年この調べるデータを送ってきますので、出しているんですけれども、どれぐらいの割合で返事が出ているのかなとか疑問に思いながら毎年書いているんですけれども。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

先ほどの森委員さんの話も残っておりますが、今のは技術的な問題ですので、14ページの表の根拠で、特に家畜排せつ物の堆肥化率等のデータの出所及び算定根拠みたいなことですね。わかる範囲でお答えいただければと思います。

【事務局】 畜産課のデータで、トン数で見られるんですけれども、ふん尿量に対して、堆肥化されたふん尿量ということで、84.3%ですか、この数値が出ておる。7・1調査と書いていますね。おっしゃるように、そういった調査の中に出てきたのかもわからないんですけれども、今おっしゃったように、どれだけかというのは、今手元にデータがな

いので、申しわけないんですけども、また調べてお答えしたいと思いますが。

【増田会長】 おそらくどのくらいの回答率かなんていうのはわからないと思うんですが、同じ調査方法で比べたら大体改善されているというデータとして見る中身だろうと思います。

【事務局】 畜産課のほうは7・1調査ということで、7月1日時点での全農家調査をされているやつですので、ほぼ県下の全部の畜産農家の調査で出てきたデータだと思っておりますので、出されてきたデータは、会長が言われたように、毎年同じものを全農家から上がってきたデータで集計しているということになっています。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

要するに、今年度で県独自の直接支払いの制度がなくなるということについての心配とか、あるいは、もしもその予算が使えるとすれば来年度こんなことをしてほしいということも含めてご発言をいただいているんですが、どなたか関連してご意見はございませんか。どうぞ。

【高島委員】 JAさんではそのあたりは、実際生産者のところで直におつき合いがあると思うんですけども、どういうふうに見ていらっしゃるんですか。

【大川委員】 確かに国の対象にならない部分は、県にお願いしました。無理を言いつけていただきました。約束で2年間だけ猶予をもらって、その間に移行してもらおうならしてもらうということで取り組んでいるんですけども、やっぱり集落の意向がありますもので、さっきありましたように、やっぱり100%いきませんので、当初の約束でいくと20年度で終わりですので、しょうがないかなと思っているんですけども、県の融資が得られるのなら、もうちょっと猶予期間を見てやってほしいなと思うんですけどもね。確かにおっしゃるとおり、これがなくなるとやめられる部分もありますので。

当初お願いしたときも、せっかく環境こだわりを進めてきたのに、言葉的に汚かったけれども、国のほうへ逃げたらだめだと。せっかく滋賀県で育てたんだからということをお願いをして、これは当初の約束で2年間ということでしたので、今年はしょうがないかなと思っはいるんです。ほんとうにもったいない話です。うちの方でも変えられるところは変えて、環境こだわりをつくるようには今の中ではしているんですけども。

【増田会長】 どうもありがとうございます。どうぞ。

【廣部委員】 我々生産者としては助成金に頼るというのはあるんですけども、生産物がどのように有利販売されているというか、付加価値をつけられて消費されているかと

いうところにはね返ってくれば、何も助成金に頼らなくてもいいかなと思うんです。

それともう1つは、今、原油が高騰して、今は若干下がってきていますが、来年もかなり資材費が上がるというのがもうわかっております。特に化学的な肥料は5割、6割は絶対上がるということを言われていますので、それなら有機質の肥料はどうなんだというところですね。そこまで上がらんのだったら有機質に切りかえていく人もいるんじゃないかなと。ならばこの認証に乗っていこうという人もいるかもしれない。その辺も1つのタイミングかなと思っているんですけれども、お聞かせ願えればと思います。

【大川委員】 回答が難しいんですけれども、確かに補助金に頼らない農業というのが一番理想は理想です。それが一番望ましいんですけれども、それができれば一番いいんですけれども、そういうことで、1つの誘導策でお願いする部分もあろうかなとは思っています。

それと、付加価値の問題ですけれども、これはこだわり農業だからといって付加価値を別に求められません。環境部門は、名前が違うだけで、全国どこでもこだわりをやっていきます。私のところは農薬をばんばん使って、化学肥料をばんばん使ってやっていますなんて、そんなことはどこも言っていないので。皆さんやっぱり有機を使って、環境に優しい生産物をつくっていますとどこの産地も言っていますので。ここにも一番最初に書いていましたように、滋賀県のオリジナルだということで、決して環境こだわりだから付加価値がつくというものではありません。ただ、市場流通の中で競争したときに売りやすいということはある。そういう付加価値を求めて、滋賀県は特に琵琶湖も抱えているし、安全・安心のものですよということで売っていこうとしていますので、決して付加価値をつけられるものではありません。実際問題、私も物を売ってきましたけれど、そういうPR効果はあるんです。特に滋賀県の農家の方は、じゃ、何のためにという話にすぐなるんですけれども、お米については名前を変えて若干やってもらっていますけれども、あまり期待はできないということです。

【増田会長】 ありがとうございます。

今出ましたお話、特に廣部委員さんがさっき言われました、有機肥料なんかこれから目が向いていくんじゃないかというご意見もあったので、このあたりは滋賀県の環境こだわり農業をこれからどういう方向で発展させるかという議論にもつながってくると思うので、そのあたりは最後に皆さんからご意見をいただきたいところなんです。ある意味でこの環境こだわり農業審議会もほとんどの部分が国の制度に行っちゃったものですから、県の直接支払い部分は非常にわずかになったと。しかも、今の話では来年度はなしだという

こともありますから、環境こだわり農業審議会としてただ単にこの制度の運用だけにかかわるとすると、あまりやることがないというのが正直な話でありますので、そういう意味では今回、環境こだわり農業をこれからどう発展させるかみたいなこともあわせてご意見をいただいたほうがこれからの審議会のあり方にも示唆を与えていただけるんじゃないかなというふうに思います。後ほどご提案をいろいろいただきたいなと思います。

ただ、2ページの環境農業直接支払交付金の事業が今年度でなくなるということについては、最初から、前回から質問が出ておりましたように、あまり客観的なデータがないと。あるいは、問題が生じているかどうかよくわからない状況なものですから、なかなかこれについて正確なコメントができないのが正直なところではないかなと思います。

ただ、客観的に見ると1,000ヘクタールが消えるわけですよ。そういう意味で、1,000ヘクタール、ほぼ1割が消えるという意味では決して小さな数字ではないことは間違いないということです。ご意見にもありましたが、そういう直接支払いが大事だというお考えもあるし、また、認証制度は残るので、むしろ認証制度のところできちんと頑張っていたらいいのではないかというご意見もあったとは思いますが、すぐに結論が出せる問題でもないだろうと思います。

ただ、1つは、委員の皆さんの中から、県独自の部分がなくなってしまうことについても心配の声が聞かれたということは間違いないと思いますし、そういった予算が宙に浮くのであれば、環境農業の振興という方向で積極的に使っていただきたいというご要望もあったというふうに受けとめたいと思うところです。こういう意見はどうか、事務局。コメントがあればいただきたいと思いますが。

【事務局】 おっしゃいましたように、来年度もというのはなかなか今ここで「はい」と言えるような話ではありませんし、ただ、この部分が全部浮いてしまうかということ、そうじゃなくて、実はこの国制度の部分もさらに面積が拡大していきますので、その部分への上乗せも見ていかないといけませんので、全くこれが全部浮いてしまうというわけではありませんので、よろしくをお願いします。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

それ以外、先ほどのご報告について質問やご意見はございませんか。どうぞ。

【大川委員】 ちょっと細かい話ですが、15ページで現状と目標のところのその他の面積で1,014ヘクタールが目標400ヘクタールになっているんですね、これ。これは現状そのままいかれるのか、目標を400ヘクタールに落としていくのか、どちらでい

くのか。これは大豆ですか。

【事務局】 そうですね、「その他」には大豆が入っていますね。大豆が830ヘクタールほど入ってしまっていて、その次に多いのが、ソバが95ヘクタールほどあります。確かに当初の目標はここまでとは思っていなかったもので、400ヘクタールということで上げておりますけれども、それを今すぐに直していこうとは思ってはいないんですが。

【大川委員】 せっかく1,014ヘクタールあるんですから、それを削られるのか、それを400ヘクタールに落としていかれるのか。いや、もう大豆やらソバはこだわりには要らんよということですか。

【事務局】 対象から外すようなことはしません。

【増田会長】 予想外の事態、計画時に予想していなかった事態が起こっているということなんですよ、これは。だからといって、目標を22年は上げるということは今からすることでもないし、少ない目標に合わせて現状を減らすということはましてやあり得ないということだと思います。そんなふうにご理解いただいたらと思います。

(3) 今後の環境こだわり農業について

【増田会長】 それでは、時間の制約もございますので、3番目の今後の環境こだわり農業の推進についてという項目に進みたいと思います。ご説明をお願いします。

【事務局】 今後の環境こだわり農業について（資料に基づき説明）

【増田会長】 どうもありがとうございます。

これが本日の、ある意味で唯一の審議事項でございますので、十分に審議しなければいけないということですが、どうでしょうか。特に大きな異論はないのではないかと私は推測するんですが、いかがでしょうか。ご意見をいただきたいと思いますが、どうぞ、高島委員さん。

【高島委員】 こだわりのマークがいろんなところに出ていって広がるということは私も異論はないんです。ただ、同時に検討していかないといけないことがあると思います。やっぱりそれはチェック体制で、比内地鶏というのが普通のプロイラーだったという事件もありますし、その検査体制と、及び相手さんとの取引契約の中で規則であるとかチェックについての責任であるとか、その辺をきっちりする必要があるかなと思います。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

そのほかはいかがでしょう。杉村委員さん、いかがですか。

【杉村委員】 全農の杉村でございます。

今おっしゃられたとおりに、私も全国でやっていただくのがいいのかなと思いますけれども、ほんとうにこれをしていただいているのかどうかということの確認をどうするのかということだけはやはりきちっとしておかないと、後になって、そこまではできていなかったとかということになると問題になってきますので、そこは高島委員が言われたようなことをやっていただければと思っております。

【増田会長】 ありがとうございます。

そのほか、特にこの点は注意してほしいという点がありましたら。

じゃ、今のチェック体制なり確認についてはいかがですか。どんなふうにお考えになっているのか。

【事務局】 現在も行っております、毎年事業者から提出していただいております実績報告書、それできちっと確認をさせていただいております、前回ご提起いただきました事業所への立ち入りですけれども、それにも入らせていただいて伝票等を見せていただいたところ、適正に処理をされておりました。そういったところでも違反する業者もなく、書類の確認、必要に応じてそういった立ち入りの調査、そういったもので十分に保障できるのではないかなと考えておるところでございますが、これは県内の業者でも県外の業者におかれましてもやはり同様のことではないのかなと考えております。このあたりは引き続ききちっとチェックをしていく予定です。

【増田会長】 ありがとうございます。

大川委員さん。

【大川委員】 私も基本的に賛成します。大いにお願ひしたいと思ひます、条件つきで。2人の委員さんが言われたとおりだと思ひます。

この一番上の酒造会社さんのこだわり米を100%使用した清酒、これは100%ですか。もと米と掛米とがあるんですけれども、両方ともこだわり米でやっているんですか。

【事務局】 そのように聞いておるんですが。

【大川委員】 逆に言ひたいのは、100%というのはなかなか難しいですよということと言ひたい。

【増田会長】 先ほどの事務局のお返事は、基本的に県内業者と同等のチェック体制で対応しますということですね。というふう理解してよろしいですね。だから、逆に言うと、県外だからといって差別はしない、緩くもしないし、きつくもしない。きつくもしない

いと言ったらあれだけれども、基本的に同等の対応をしますと理解して。要綱を読む限りはそうなりますよね、これ。別に差別が一切なくなるわけですからね。

【事務局】 どこにおきましてもきちんと確認をしていきたいと思っております。

【増田会長】 ありがとうございます。

橋本委員さん、お願いします。

【橋本委員】 全体的なことですけれども、特に今、宮崎は東国原さんあたりが出てきて、どちらかという県単位でいろんなことが行われているのかなと。今までの地域から県の話になってきているのかなという中で、今回も環境こだわり農産物を含めて、それから、「おいしが うれしが」の問題でもそうですけれども、県が前面に出てきている以上は、先ほどのいろいろ話があった、結局チェック体制はきちっとしておかんと、やっぱり今問題に出ているのはすべて、チェック体制がとれていなくて偽装表示であったり出てきていますので、その辺はやっていくからには、ブランド力を強めていこうとするならば、必ずそれに相当するチェック体制をきちっとしておかないと、せっかくつくった、またどこかでおかしなことに使われたら、はっきり言って逆効果になってしまう。「何や、滋賀県は」となってしまうおそれ、リスクがものすごくありますので、リスクをどう回避するかをきちっと組み立てた状態でやらないといけないのかなと思います。

さっき、もう終わってしまった話ですけれども、青果とかお米とか、そういう問題については滋賀県のさっきのキャンペーン手法でかまわないけれども、加工品が1品でも入ればという話がありましたよね。先に結論ありきで、結論が先に出てきて、審議する以前に結論が決まっていたというわけだから、言わなかったけれども、それはほんとうに気をつけておかないと。

ただ、さっきもいろいろ話が出たけれども、ブランドを推進するんだったら、一番冒頭に大川委員から言われたように、やっぱりそこそのブランドに持っていけないと。それにはそれなりの価値観を持たすようにしていけないと。それにはやっぱり絶対必要なのはチェック体制だと思います。今すべてのブランドがつぶれているのはこの問題だからね。チェック体制なくしてブランドはあり得ないわけだから、ブランドを立ち上げるんだったら必ずチェックをきちっとするという。これをしなかったら、はっきり言って、出っ放しと一緒です。逆に滋賀のイメージを悪くしてしまうということでもありますので、その辺だけは十分注意しないといけないのかなと考えます。

以上です。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

特にチェックの体制については、県内から県外に広がるわけで、多少距離的な問題も出てくるので、従来以上にきちんとチェック体制をしていく必要があるというご意見が多かったというふうに受けとめたいと思います。ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、提案のとおり、表示要綱の改正案のとおり改正するというところでよろしいでしょうか。ご意見はございませんか。どうぞ、高島委員さん。

【高島委員】 いいんですけれども、特に加工品に関してはどういうチェック体制をとるかとか、違反した場合の責任ですね、そういうのが明確にされた書類を持って使用の認可というのをしておられるのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

【事務局】 違反があった場合には取り消しをします。要綱の中でもそういうことになっております。違反を見つければ直ちにそういう形になりますので、そういう意味ではきちっと対処をしていきます。

【増田会長】 成田委員さん。

【成田委員】 私は基本的には県外で勝手にそうやってうまく、信頼が置けるとしても、勝手に使ってもらおうというのは非常に反対です。といいますのは、チェック体制も確立していませんし、毎日毎日チェックに行けるわけでもない。しかも、滋賀ブランドを侵害される可能性が十分にあるというのを今非常に心配しております。ですから、やはり持ってきて県内でチェックして、それを県外に持っていくという形であれば大丈夫だと思うんですが、県外の方にお任せして「こだわり米100%」という表示でそのままこだわりマークをつけてしまうというのは、非常にそれは心配です。ですから、絶対に滋賀県に持ってきてもらってチェックしていただくという体制をとってもらわないと、せっかくの滋賀ブランドを確立しつつある今、揺らぐ状況になってしまうと非常に心配なので、その辺はもうちょっと確立してからのほうが、表示は大丈夫だと思うんですけれども、マークを添付するというのは非常に心配な状況です。ですから、県のほうできちとした状態に置いてからしていただくというほうが私としては、これは個人的な意見ですが、そう思っております。

以上です。

【増田会長】 例えば表2の酒造会社、京都の酒屋さんが、100%かどうかは別にしても、環境こだわりマークを添付したいと言ってきたときに、基準を満たしているという場合に、今のご意見だと、どういうチェックをすればよろしいんでしょうか。

【成田委員】 例えば京都の酒造会社ですが、必ず京都何とか酒造会社と名前が入るんですね。そうすると、いつもそうですけれども、黒豆にしる、ミズナにしる、滋賀県でできたお野菜を京都に持って行って京都産みたいに売られる体制ができている事実もあるんです。ですから、必ず、環境こだわり米を使っている場合は、できたものを滋賀県に持ってきていただく、それで中身をチェックしていただくみたいな、それぐらいやっぱり厳しくしていただかないと私はほんとうに心配です。と思っているんですが。

【増田会長】 例えば大豆なんか、環境こだわり大豆を使った煮豆の商品が県外業者によって製造されたと。それに環境こだわり農産物のラベルを張りたいというケースが起ってくる可能性があります。その場合はどういうふうにされたいんですか。

【成田委員】 現実として京都産と出ています。滋賀県でできた……。

【増田会長】 ただ、滋賀県環境こだわり農産物というラベルが張られるんですけれども、それは京都産ではなくなりますよね。

【成田委員】 京都産ではないんですけれども、京都がやっぱり前面に出てくるんですよ。環境こだわり農産物を使っているんだけれども、京都を前面に出してしまって、こだわりのマークは影が薄くなるみたいな、滋賀ブランドが消えちゃうみたいな部分が……。

【増田会長】 そうであれば、つけないと思うんです。滋賀県環境こだわり農産物のマークはつけずに、京都産と偽装して販売するということになると思うんです。ですから、むしろ滋賀県産を表示しないほうが得だというご意見ですか。

【成田委員】 そうではなくて、チェック体制を外部にそのままお任せするというのはよくないと。必ずこの滋賀県に持ってきて……。要するに、現時点では書類のみの審査ではないのかなと思っているんですが、どうなんでしょうか。

【増田会長】 1つは、チェック体制についての心配ですね。県外業者に対するチェック体制の心配が1つ。それから、今の表示の問題はどうですか。岸辺さん、何か。

【岸辺委員】 ちょうど私どもの名前も出ていますから、申請は関係あるんですけれども、今大豆の例ですと、以前、滋賀産の大豆をフジッコさんが製造して滋賀産大豆の煮豆という形で販売していますし、滋賀産のジャガイモを使ってカルビーさんと滋賀産のポテトチップスというのを販売しているんです。例えば今回のこのおにぎりの件は、滋賀県のブランドとして広く量産して売る場合に、例えばニチレイさんを想定しているんですけれども、ニチレイさんの事業所は滋賀県でもないし、大量生産の工場は滋賀県にないと。一定の米を契約して冷凍品として、滋賀環境こだわり米を使って、うまいけば、滋賀県

でつくったしょうゆを塗った滋賀の焼きおにぎりという形で提供できないかなという場合、今の条件ではそういう量産が全くできないということで、環境こだわりでないやつは今、当社はそういう、ポテトチップスであったり、滋賀県のものを使ったものを滋賀産限定とやっているんです。それは我々も何ケースとって管理していますけれども、今度、環境こだわりになる場合は、県に申請するときには使用量とかそういうことはきちっと書類でやれば問題ないんじゃないかなとは思いますが、

【増田会長】　そういう意味で、一番ご指摘になって心配されるのはチェック体制だと思えます。そういう意味で、書類審査だけでは不安であると。おそらく高島委員さんも同じような心配をされているのではないかと思えますが、この点についてもうちょっと補足的に説明が必要かもしれませんね。

【事務局】　基本的には書類でチェックをしていきたいと思っております。伝票については、要綱の中にありますように、きちっと保存するように定められておりますので、必要に応じて調査も必要かなとは考えておりますので、それは県外であっても県内であっても同じようにやっていきたいと思っております。

もう1点補足させていただきますと、これも実は北海道なり、あるいは沖縄の業者の方が滋賀県のこだわり農産物を使われた場合に、認証マークを使いたいと言っていた場合にどうするのかという議論もされております。現地確認に行こうということで、一応私どもも課の中ではそういう体制を整えたいと思っております。

今のところはむしろ、成田委員がおっしゃったのと逆だと思えますが、京都、大阪の方が滋賀県産を使って、特にこだわり農産物のあのマークを使った原材料を仕入れて加工品をつくった場合に、そのマーク表示をしたいとおっしゃいますので、そういう方についてはそのマークを認めます。今のところ、県内しかだめですということになっておりますので、県外の方がほんとうに滋賀県のものを使った場合に、滋賀県のものを使いましたという表示をさせてくださいと言っていますので、むしろそれは広く使っていただくということで、この要綱を変えて、現場へ確認に行き、それでしっかり使っていただくということをしてもらいたいと考えております。

今のところ大体、今お伺いしていますこの4つの取り組みにつきましては、どちらかといいますと、ほとんど滋賀県産のこだわり農産物を使っている業者はある程度わかっていますので、そして出荷される生産者も使われる業者も大体わかっていますので、確認はしっかりできると思いますし、少なくとも確認に行き、そのチェック体制はしっかり整え

たいと考えています。

これからいろんなところからそういう要請が出てくるとお思いますので、そういった場合にやっぱり、使っていただくのであれば使っていただいて現地確認をしっかりとするという形を県内の業者と同じようにしたいと考えています。

【高島委員】 加工品の場合は何%以上の使用でそのマークが使えるんだったんでしたっけ。

【事務局】 95%です。先ほど大川委員がおっしゃった、ほんとうにこだわり米100%なんですかというお話だったんですけども、使っている米はすべてこだわり米でございます。かけ米とかそういったもののお話だったのかなと思うんですけども。

【大川委員】 かけ米とこうじ米。

【事務局】 はい。全部どちらもこだわり米でございます。

【増田会長】 そのほかにもどうしてもという、発言をしておかなければという点がございましたら。よろしいですか。そういう条件をつけていただいて、きちんとチェック体制をつくりますということでご承認をいただきたいとお思います。それでは、提案のとおり、この件につきましては改正を認めるということを取り扱わせていただきたいとお思います。

それでは、その他と申しますか、先ほどから私が申し上げましたように、これからの環境こだわり農業のあり方でありますとか、あるいは制度の運用の仕方でありますとか、委員の皆さんからご意見を頂戴したいとお思います。どんな点でも結構ですので、ご意見をいただければとお思います。まだご発言いただいていない須戸委員、いかがでしょうか。

【須戸委員】 県立大学の須戸です。

思っていることを述べることになるので、具体的にどうのこうのというアイデアはありませんけれども、今までの環境こだわりが国の制度になって、事実上、他府県との差別化がなくなったという現状が今あります。

もう1つ、滋賀県の特徴としては、農地の9割以上が水田であるというのも、これもまた特徴だとお思います。これから先を考えたときに、結局は、今、滋賀県の農業がどういう方向に進むのかというのはまだわからないですけども、その9割の水田をずっと水田として維持していく方向を模索するのか、あるいは、担い手の問題があって、どうしても山間部なんかはぼちぼち起こってきていますけれども、平野部なんかでも田んぼを続けるのがしんどいとなったときに、それを、今のところは集落営農とか大規模化で何とか見えなくなっていますけれども、それでもやっぱり無理だというときに、水田として続けていく

のか、荒れ地にしてしまうのか、あるいは農作物をつくる土地として活用するのか、このあたりのビジョンはまた、これはうちの審議会とは別の枠になると思いますけれども、そのあたりをまず目標をはっきりしていただきたいと。

そうしたときに、どうしても水田にならないようなところがあったときに、今の滋賀県の農業の現状を見れば、水稲は大丈夫だ、たくさんとれるんだ、移出県だといったときに、それ以外の野菜とか果物がどうしても、地産地消とは言いながら、生産物がないような状況になります。その水田を転換してそういうものをつくっていかうとしたときに、その受け皿となるのはやっぱり、他府県と差別化しようと思えば、今の5割削減ではなくて7割削減とか8割削減とか、そういうことで生き残りを図っていけるのかなというところはあると思うんです。ですから、田んぼが、そういう事態が起こってきたときに制度を考えようかというのでは多分間に合わないと思いますから、その受け皿として今からぼちぼち議論を重ねて、10年後、20年後になったときには多分そういう問題が生じてくると思いますから、その受け皿を今から考えておくというのも審議会の1つの役割じゃないかなと考えます。

同じように、お米についても、差別化がなくなった以上、農業試験場では今の5割削減で収量は大丈夫だという実験はもちろんされていますけれども、無肥料の場合と7割削減の場合はどうなるかという実験も同時にされています。これは僕も委員に参画しているので、実際にデータを見ていますけれども、5割削減だったら安定的にとれると。少し減収だけれども、安定している。7割削減だともう少し収量にぶれがある。今たちまち7割削減にすればしんどいかもしれないですけれども、それを技術的とか、あるいは直接支払いなんかでもして解決していく方法があって、それを模索して行って、今の全国的な5割削減よりさらに上に行く削減を目指していくという方向性も考えるというのも1つの役割かなと。

具体的な話がなくて申しわけありませんけれども、今そんなふうに考えています。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

前半の部分は、これからの滋賀県農業全体がどういうふうに進んでいくのかという、滋賀県農業のイメージ、今後の展開方法と連動させて環境こだわり農業の姿を描いていかなきゃいけない、先を見越した対応をしなければいけないというご指摘だろうと思いますし、それとの関連で、全国よりもさらに上に行くような環境こだわり基準みたいなもの考える余地もあるのではないかというご意見だと思います。関連しても結構ですし、それ以外

でも結構ですので、ご自由に。成田委員さん、お願いします。

【成田委員】 今、須戸委員がおっしゃいましたように、7割削減とかという話で、農家の方とよくお話をしていると、15ページの認証マークに高品質イメージを抱くかとか付加価値の問題でよく農家の方がおっしゃるんですが、こだわりを取っていても売れないし、取っていなくても売れるし、どちらでもいいと最近の農家の方からよくお話を聞きます。ですから、そのようなところで、付加価値をつけるという意味で、こだわりを取ったから付加価値がつくんだよというような、現場での流通の方、そして生産者の方の意識ももう少しきちとした意識で、なおかつ付加価値がつくような営農指導というんですか、そういったことがもしあれば、先ほど7割削減の話ですが、滋賀県が、スタンダードで全国では5割削減となっていますが、それよりさらに少しまだ厳しいのではないかなと、そう思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

【増田会長】 これは技術的にという意味ですか。

【成田委員】 はい。

【増田会長】 どうですか、全国的な基準、大体多かれ少なかれ、多くの県が減農薬、半減、半減という形の設定をされていると思いますが。

【事務局】 今、5割削減の話ですね。

【増田会長】 5割のレベルの話ですね。

【成田委員】 全国では5割ですけれども、それよりさらにまだ滋賀県はもう少し高いのではないかなというようなことを私は認識していたんですが。

【朝倉委員】 それは慣行レベルがもともと厳しいからという意味ですよ。

【成田委員】 そうです。

【事務局】 今おっしゃっていただいたように、もともとの慣行レベルの使用量が、10アール当たりの農薬の使用量で言いますと全国でも下から2番目、水田が多いという特徴はもちろんあるんですけども、同じ水稲県で比べてもやはり農薬の慣行のレベルが低いところから出発して、その5割ですし、あわせて農業排水対策とか、環境に優しいいろんな取り組み、こういうものを条件にしていますので、そういう意味でいくと、他府県に比べて農家さんには無理をお願いしているというところは十分あると思います。

【成田委員】 その辺で、だから、付加価値があると私自身は思っているんです。それで、その辺を流通の方とか現場の生産者の方たちに、滋賀県のこだわり農産物は違うんだよという意識づけをもう少しきちとしていただきたい。

【増田会長】 客観的な事実として、例えば魚毒性の強い農薬はほかの県に比べて、より強く規制されているとか、そういった具体的なことはたくさんあるわけですね。ですから、そういうことについてあまり制度そのものとしてはちゃんとPRができていない部分があるので、これはなかなか伝えることが難しい部分もあるんですけども、琵琶湖を抱えているから、それだけ、より環境にも安全にも配慮していますというPRはもっとできるのかもしれませんがね。ちょっと努力不足の面があるかもしれません。

そのほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【奥村委員】 15ページの田んぼの学校とか食文化の継承とかというのを最近すごく私たちは経験しているんですけども、それを今、22年度が233校、下が200地域および団体という計画をしていますね。そこら辺を、田んぼの学校が今年度でなくなるとかということがないようにしていただきたい、ずっと続けていただきたいなと思うんですけども。子供たちも結構この田んぼの学校って、参加したらすごく、環境こだわりのお米を育てるんだ、自分たちで植えて刈り取ってというのを喜んでしてくれますし、孫たちも家で食べていると「このお米は環境こだわりのお米か」と聞きますのでね、田植えを体験して。だから、すごく大事なことだと思いますし、ずっと続けていっていただきたい。22年度の目標をもっとほとんど県下全校ができるような状態に持って行っていただけたらと思います。

【増田会長】 ありがとうございます。

今のご意見は、基本方針が3本ある中の3本目の柱ですね。要するに、県民みんなが支えるということで、みんなが支えるような環境こだわり農業として広めていくという意味で、農業体験だとか、食文化の教育だとかというのは環境こだわり農業という視点から見ても大事ではないか、もっときちんと取り組むべきではないかと、こういうふうに理解したらいいのかなと思うんですけども。どうぞ。

【事務局】 ありがとうございます。農政課でございます。

田んぼの学校は今年度から農政課で取り組んでおるんでございますけれども、大変ありがたいご意見をいただきました。21年度の予算についてはこれから本格的に県の中で議論が始まるんですけども、担当の現課としましては、おっしゃっていただきましたように、ずっと引き続き来年度も取り組ませていただきたい、予算化をしていきたいなと思っております。

ここで233校という目標がございますけれども、これは滋賀県内の小学校全校の数で

ございますので、この233校に到達すれば滋賀県の全小学校においてそういう取り組みが実施されるということでございます。

ただ、現状は、198校というこの数字はなかなか、かなり上限まで来ている数字でございまして、あと残りの部分をどうしていくか、これが非常に難しいところです。大津市さんとか彦根市さんとかにおいて若干まだ取り組んでいただけていないところ、あるいは、以前に取り組んでいただいたんですけれども、その後の事情によって取り組んでいただけていないということがございまして、今年度、そういうところにつきましてはアンケート調査をさせていただいて、どういう事情があって取り組んでいただけないのかということも把握したいと、そういう調査を今実施しているところでございます。

今、環境こだわり農業とこの田んぼの学校、食育の部分を結びつけたご意見をいただきましたので、そういう理論武装もさせていただきまして、庁内で一生懸命予算化できるように取り組んでいきたいと思っておりますので、またご支援をお願いしたいと思います。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

廣部委員さん。

【廣部委員】 廣部です。

田んぼの学校はいいんですけれども、結局PTAとか農家が行って、田植えと収穫だけをやって、あとの管理はこっち任せ。ほんとうはそういうところ辺も入って、草を取ろうとか、生育観察をしようとかかということまで進めば、もうちょっと値打ちがあるんじゃないかなと思うのが1点です。

それと、農業体験で田んぼの中へ入ることだけが農業体験ではないと思うんです。これははっきりとは覚えていないんですが、テレビを見ていましたら、NPOの福岡の親子さんが食物残渣を段ボール箱の中に入れてやつを開発されたんですかね。その中に家から出た食物残渣を入れて完全にふたをしておくと、1週間ぐらいで、2週間ぐらいかな、はっきり覚えていないんですけれども、土に変わっているというか。これは段ボールでなきゃダメなのか……。中身ははっきり覚えていないんですけれども、もう流通されているのかなと思うんですけれども、そういうのを学校でやって、子供が、あの食べ物、キャベツのしんや何や、学校給食で残したものが、水分とか何もかもが変わってしまって形がなくなっているというのに驚く。またそういうのをプランターなりに入れて花を育てるとか、ネギやミニトマトとかを育てるとか、そういうのが農業体験と環境ですね、食育の部分で大きいんじゃないかなと思います。参考ばかりに。僕もテレビでつまんだだけの話で

申しわけないんですけども、調べていただければわかるかなと思います。

以上です。

【奥村委員】 今おっしゃったのは、うちの孫が市役所の環境課の事業で習ってきて、していますわ。

【廣部委員】 あ、そうですか。

【奥村委員】 毎日残渣を入れては上におがくずみたいなものをかぶせて、八工が来ないように小さいネットの網を段ボールにかぶせてしています。

【廣部委員】 僕はテレビで見ただけなので。

【奥村委員】 実際に行っている市町村があるみたいですよ、子供たちに。

【廣部委員】 あれは教育にはいいかなと思って。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

大川委員さん、お願いします。

【大川委員】 環境こだわりは、ほんとうはもっと滋賀県の売りになるようになったら一番いいと思うんですけども、ただ、今の条件で、先ほど廣部さんの話が出たんですけども、環境こだわりをつくったからといって付加価値は何もついていません。農家には結構責任ですか、義務がある。さまざま言われるように、いろんな厳しい条件がある。例のさっきの農薬の話が出ましたけれども、話として、僕らが卸に行ったときに話はするんですけども、客観的にそれが数字で証明されたらもっとPRできるんですけども、できないんです。6割とか7割となれば一番いいんですけども、これは農家も大変なところで、その価格保証もしてあげないとだれもつくりませんので。

理想と現実がなかなか合わないんですけども、もうちょっとその辺を、環境こだわりの農産物がもう少し流通しやすい、できる何かをもうちょっと考えないと、言うのはいいのだけれども、だれもつくってくれない。これを広げていくのも結構大変だと思うんです、農家の人も。技術的にも大変だし、さっきの話、しても、しなくても売れるわけですからね。近くの信頼される農家の方がつくっておるなら買われますので、ある程度滋賀県として、産地としていくのなら、もうちょっとその辺を根本的に考えていかないと、我々はこの環境こだわりとかエコファーマーを進めるときに何度もお願いに行ったんですけども、一般、例えば大阪の消費者は、いくら言っても滋賀県の取り組んでいることは全然わかりませんし、わかることは5割削減だけだと。どこが高いんですかと言われるだけで、琵琶湖で環境に優しい取り組みをしていますどうのこうの言っても、そんなの消費者には

関係ありません。流通からいくと実はそうなるんです。農家の方がみんなこうじゃないですけれども、それを価値としてなかなか認めてもらえない。その辺をもう少し解決していかないと、今後のこだわりはちょっと言いづらくなるんじゃないかなとは思っています。

【増田会長】 ありがとうございます。

関連では、きょうの議題の1番目で農業関係事業で幾つか紹介された中の、しがの農と食のファンづくり推進事業だとか外食・食品事業者PRだとかグリーン購入の協働実践だとかというのが今のところ事業としては上がってやられているわけですが、もうちょっと効率的な、効果的な対策があるということであれば、そういうことを提案していただいて、来年度以降の予算に盛り込んでいただくというアイデアが出てくるといいと思うんですけれどもね。こんな取り組みをしたらどうだというアイデアがあれば、ぜひやっていただきたいなと思います。

どうですか、朝倉委員さん。

【朝倉委員】 今の環境こだわりの制度というか、方針の中では、基本的には県内商品向けにとか県民向けにというのが大前提のところ、例えば今、大川委員さんが言われたように、お米なんかについては基本的には、須戸委員も言われましたけれども、完全に移出県であるという中で、琵琶湖を通じて京都、大阪、兵庫までこういった水がめ800万人の中で、逆に滋賀県農業、環境こだわり農業を、広く広域圏、琵琶湖水系の中で環境こだわり、ちょっとお米限定になっちゃうかもしれないけれども、ちゃんと位置づけて理解してもらい取り組みをもっと出していったほうがいいんじゃないかなということも常々思っています。

例えば滋賀県の中でも逆に、グリーン近江さんというんですかね、農協なんかでいくと、大阪の生協さんとの消費提携だとか、豊中の小学校の方を呼んで安土のところで何か体験田とかをしているということもされていますので、かなり広くそういう交流活動、体験活動というのを、単に県内だけじゃなくてやっぱり広く大阪、京都まで広げる。それは県内の消費者を呼び込んで、さらにその中で地域の中の農業の活性化に結びつけるという取り組みをもっと、制度ないし仕組みの中に取り入れるということで、そういった交流活動も含めて最終的に流通の過程の中でも何か効果が出るのかなと思います。

あと、実際に流通する場合には、基本的には表示上は一般的には特別栽培制度の仕組みの中になってくる中で、特に環境こだわりも、結局、資材の統一だとか、それが生産過程の中で、農協さんの指導の中で、農薬を半分にしたんだけど、地域地域で使っている

資材が違うから、1つの基準にならないので、大量の流通の仕組みに乗れない。ある担当さんは環境こだわりでやっているんだけど、実際に出ているときには環境こだわりじゃなくて特別栽培米として出しているという担当さんもあると聞いていますので、その辺も指導、ないし、それは農協さんの指導の中で、方針の中でやっていくと、流通過程の中でもそういったロットの確保という方向性ができるのかなと思います。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

橋本委員さん、お願いします。

【橋本委員】 時間いっぱいになって申しわけないけれども、この環境こだわり農産物を含めて、ほんとうに満塁ホームランを打てるような策というのはなかなか難しいと思うんです。ただ、やっぱりヒットを繰り返しながらいかないといけないのかなという感じは思っています。

ただ、今、特に県内の野菜については環境こだわり農産物をやられる方はほんとうに迷われている。というのは、今年みたいにこれだけ暑くなってきたら、実際のところを言って、もうできないんです、5割減というのでは。なおかつ、価格的にもなかなか、さっきも言われたように、十分にできていない。その認知度も、どちらかというところ、環境、あるいはそういうものに対する対価は5%から10%だという消費者の意識もまだ変わっていませんので、いろんなことの中でやっていかないといけないと思うんですけれども、ただ、これは琵琶湖という大きな水がめを抱えながら、滋賀県の農業というのは環境こだわり農産物を進めていく農業はやっぱり進めていかないといけないと思うんです。これはやっぱりこれからの時代は水というのが次の時代には非常に重要だと言われています。その中で水を一番抱えているわけだから、その辺はやっていかないといけない。ただ、やっぱり生産者に対してだけ、はっきり言って、負担を負わせているようだったらいけないので、今回、直接支払い制度はなくなったものの、そういう手だてをまた考えていってあげてほしい。

それと、特に、今なんかの場合だったら、はっきり言って、生産者の場合なんかはやることに必死になっておられるから、今、瀬田の農家なんかはそうですが、地域ぐるみで環境こだわりをやられている。これは実際作物が半分しかとれない。農家収入が上がらない。後継者になってきたけれども、どうしようかと迷われている。現実問題、もし慣行をやろうと思ったら、瀬田から離れないとできないというところまで考えられているような農家もいっぱいおられます。だから、まじめに取り組まれている生産者の方がよくなるように、

その辺は、ヒットの繰り返しであるかもわからないけれども、やっぱりやっていかないといけないのかなとつくづく思います。

それで、今、地球の温暖化とそれこそ資材の高騰の中では、実際のところを言って、はっきり言って、環境こだわり農産物で、水稻はそこそこ増えたとしても、野菜はこれ以上増えることは難しい。逆に、今減ってきています。環境こだわり農産物の基準にやっぴながら、逆に言ったら、責任の問題が絡むので、表示をされていない農家がいっぱいおられます。5割・5割でやっておられるけれども、はっきり言って、もし万が一のことがあって検査でかかったらかなわんということで、表示されていない方もいっぱいおられます。その辺については、努力されている方に何か報いる方法はないのかなと。

それともう1つ、先ほどの食育の問題ですけれども、これは地道な活動だと思うけれども、これは今、消費者を含めて食育というのは言われていますけれども、やっぱり食と農が非常に離れている。私らの子供のときは、はっきり言って、生活の中に農があった。それが今完全に離れている中で、はっきり言って、どこでどんなものがつくられているかわからない人が大半なわけですね。今、量販店の方でも言っているんですけども、わからない方も非常におられるし、主婦の方でもおらない。やっぱりその辺の教育はしていかないと、この認知度は上がっていかないのかなと思います。

それには、一番初めの子供の辺からまず近くにそれを乗せてもらいたい。特に滋賀県なんか、私は京都から滋賀県に来てすごいなと思ったのは、子供の、琵琶湖で教室がありますね。あれは滋賀県だけですわね。ああいうやつを農が、はっきり言って周りにいっぱい畑や田んぼがあるわけだから、京都や大阪ではできないわけだから、近くのところで農業体験をもっともっと、233校全部にやっぴいき、農業の認知度を上げていく。それが逆に、上げていくことによってまた後継者も、「ああ、農業ってすごいもんやな」となってきたら次の担い手の分も、解消と言ったらおかしいけれども、認知されてくる部分もあるので、地道な活動ではあるけれども、その辺はやっぱりこつこつとやっていかないといけないのかなと考えます。

以上です。話がまとまらなくて、まことに申しわけないです。

【増田会長】 もうそろそろ時間ですので、どうしてもという方、一言で簡単にお願ひしたいと思います。

【高島委員】 具体的な提案ですけれども、先ほどの話の中で、マークの印刷コストがかかるからといってやめられたという方の話もありましたけれども、私が聞いた中でもや

っぱり農家の方でそれをおっしゃる方が多いんです。5割減でやっているけれども、こだわり認証を取っていないという方が結構いらっしゃるので、提案として、例えばマークを県内の企業とか団体に募って、自分のところはこの環境こだわり農産物を応援しますみたいな名前を入れて資金を提供してもらおうと。かわりに、シール代は提供された部分を一部負担として農家の負担分を減らすというような、そういうのは考えられないかなというのをずっと思っていたので、企業にとってもイメージアップ、CM効果にもなると思うし、農家にとっては、少しですけれども、費用が軽減されるかなと思います。

それから、要望として、次回、移行できない従事者の面積のところのデータを出してくださいと先ほど会長からお願いがあったと思いますけれども、その具体的な問題点というのにも一緒に明記していただきたい。それから、須戸委員がおっしゃったような、滋賀県の農業政策の方向の部分で検討されている、今の段階のところではわかっているようなものがあったら、それも一緒に資料として出してもらえれば、その方向の中で環境こだわりをどう検討していったらいいかということを議論できると思うので、ぜひお願いします。

【増田会長】 よろしいですね、今、具体的な要望がございましたので、ご検討いただきたいと思います。

成田さん。

【成田委員】 今年秋から地産地消キャンペーンをするとおっしゃっていましたが、地産地消はまさにコミュニケーションだと思うんです。子供たちが農家さんに行って、その後、あのおじちゃんたちのニンジンだ、大根だというと、ほとんど残渣がないという話を聞きました。それで、私たちもそうですが、生協さんもよく現地で交流会をやっていらっしゃるんですが、やはり現場での交流会はほんとうに成果を上げると思いますので、流通の方たちも、門戸を開いていらっしゃいますので、JAさんにしろ今も一生懸命やっていらっしゃるので、ぜひぜひ地産地消交流会ということで現場での交流会にお力をお願いしたいと思います。

以上です。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

どうしてもという方。もうよろしいですか。大変申しわけありません。そろそろ終わらなければいけないんですが、私なりに一言だけ。長くならないように。

先ほどから話題に出ています資材高騰、それから国際的な食糧価格の高騰は、新しい課題を突きつけてきているなと思っています。それは結局どうも地域循環というキーワード

で集約されるのかなと思っているんです。地域の循環ですね。地域循環というのは、これまでの環境こだわり農業の中では、琵琶湖環境に負荷をかけないということで走ってきたものだから、地域内循環みたいなことをあまり意識せずにとっ続けているんですが、近くにある、先ほど肥料の話もありましたけれども、肥料だとか資材、地元のものを使う、それから地元で販売する、これが結果的にはやっぱり、琵琶湖に限らない地球環境の保全といいですか、環境にプラスに働くという時代を迎えてきているんじゃないかなと思って、地域循環ないし地域内循環というようなキーワードをこの環境こだわり農業の中に入れ込むということをもう少し考えてもいいんじゃないかなと思うんです。

これだけ豊富な、こんなことを言い出すと切りがないんですけども、例えば資源にしても、えさなんかにしても豊富な、たくさん資源があるわけですし、有機質の肥料も畜産の堆肥もたくさん出るわけですから、そういうものをうまく地域で資源として活用される。それから、販売するにしても、遠距離の市場に出すよりも地元でできるだけ循環できるような販売の仕方を考える。そういう地域内循環型の仕組みをつくっていくということも環境こだわり農業の新しいコンセプトとして明示的に取り上げていかないといけないのではないかなということを考えているんですけども、次回以降また検討していただけたらいいんじゃないかなと思うところであります。

委員の皆さんからもたくさん要望もございましたので、県の皆さんもご検討いただいて、具体的な要望についてはおこたえをしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、今までの議論の中でコメントを県からいただけるのであればいただいて、私はこれで司会役をおろさせていただきたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。

了